

食安輸発第0318002号  
平成21年3月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(インド産発酵茶及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、インド産発酵茶において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

インド産発酵茶及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) ETS GEORGE CANNON が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、キナルホスに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（キナルホスを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：発酵茶
2. 原 産 国：インド
3. 輸 出 国：フランス
4. 製 造 者：ETS GEORGE CANNON
5. 検査結果：キナルホス 0.9ppm（基準値：0.1ppm）
6. 検 疫 所：関西空港検疫所（届出受付番号：第63006380980号4欄）
7. 輸 入 者：ホリアンドカンパニー